

前回会議で指摘のあった事項に関する資料

平成20年5月28日 厚生労働省

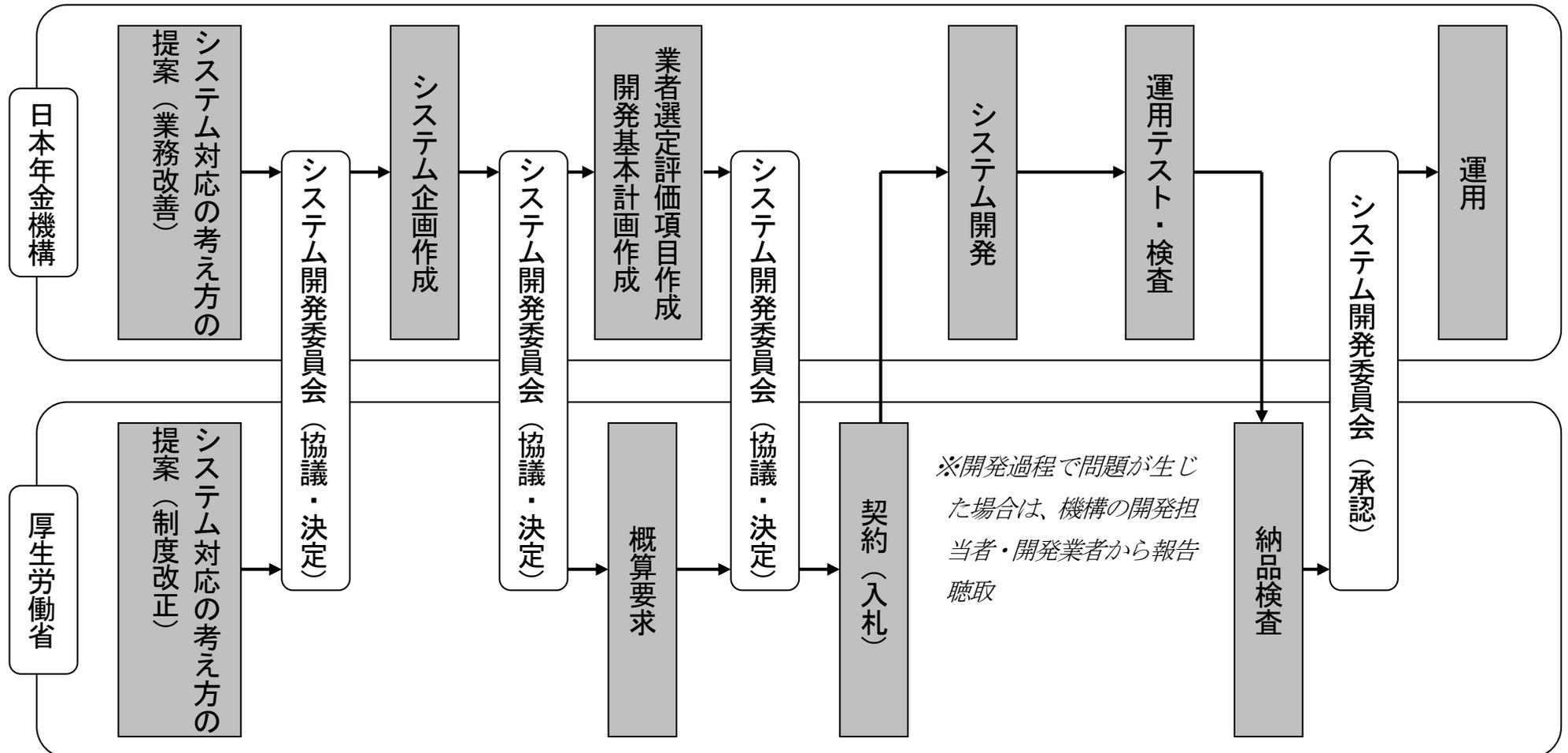
I. 社会保険オンラインシステムに関する厚生労働省の考え方	1
II. システム開発過程に関する事務の流れ	2
III. システム開発委員会の構成	3
IV. 厚生労働省が行うシステム監査の内容と体制	4

I. 社会保険オンラインシステムに関する厚生労働省の考え方

- 社会保険オンラインシステムの開発・管理・運用については、これを用いて公的年金業務の実務を担う日本年金機構にできる限りの責任と権限を委ねることが効果的・効率的であると考えられることから、その実務について、機構が一貫して責任を持って対応し、その主体性を確保する体制とし、その責任と権限を業務方法書において明文化する。
- 他方、システムに限らず、公的年金制度の業務運営全般については、厚生労働大臣は、国民に対し最終責任を負う仕組みである。例えば、年金給付等はシステム上で管理された年金記録を基に、厚生労働大臣の名で行われ、この処分に対して不服があり、また、取消訴訟を求める場合には、国が被告となる。
- したがって、公的年金制度の管理運営責任を果たす上で根幹となる年金記録を管理するシステムについても、その重要事項については、実務を担う機構の意見を最大限尊重しつつ、厚生労働大臣が最終決定を行い、その結果について、最終責任を負うこととなる。

II. システム開発過程に関する事務の流れ（イメージ）

- 厚生労働大臣が最終決定権を有しつつ、システムに関して機構の意見が最大限反映される仕組みとして、両者が参画する合議機関であるシステム開発委員会を設置する。同委員会では、例えば、システム開発基本計画書の原案の作成と提案は機構が行うなど、機構に対し、広汎ないわば「起案権」がある仕組みとする。



Ⅲ. システム開発委員会の構成

- システム開発委員会では、システムに関する重要事項について、機構からの提案を基に、合議に基づく実質的な決定を行う。これにより、機構の意見を適切に反映させる。
- また、原則として、同委員会の決定を厚生労働大臣の決定とすることで、最終的には厚生労働大臣の責任であることを明確にする（したがって、システム開発委員会を設けることによって、責任の所在が曖昧となることはない。）。

1. メンバー

- 日本年金機構：システム担当理事（C I O）、システム担当部門責任者、経営企画担当部門責任者、業務企画・サービス推進担当部門責任者
- 厚生労働省：年金局の年金事業運営部門責任者、システム統括管理部門責任者、経理・契約担当部門責任者
※厚生労働省のC I Oは社会保険オンラインシステム含め厚生労働省全般のシステムを統括。
- 外部有識者：社会保険業務・システム両方を熟知している有識者 若干名

2. 議事

- ・ 議長は、日本年金機構システム担当理事と厚生労働省の年金事業運営部門責任者が共同で担う。
- ・ 議論がまとまらなかった場合は、機構・厚生労働省それぞれの主張を整理し、厚生労働大臣の最終決定を求める。
※議事要旨と委員会決定事項を文書化し、出席メンバー全員が署名する（文書は厚生労働省において永久保存）。

IV. 厚生労働省が行うシステム監査の内容と体制

【厚生労働省が行うシステム監査の内容】

- 厚生労働省は、実際に運用されているシステム及びシステムに基づいて行われている事務処理について、定期的にシステム監査を実施する。
- 具体的なシステム監査の主な内容については、次のとおり。
 - ・ システム開発が年金法令等と整合性を有していること
 - ・ システム開発過程がシステム開発基本計画書に基づいて適正に行われていること
 - ・ 個人情報保護、セキュリティ対策が確保されていること
 - ・ 入力された各種データをシステム上で抽出し、適正な事務処理が行われていること
 - ・ 新たに年金が裁定された方、又は、諸変更届によって給付額が変更された方等を対象として、システム上での処理が正確であること
 - ・ その他、国民からの苦情・相談等を通じ、事故傾向に係る事象を調査・分析し、システム上で事務処理を検証すること

など

【システム監査の体制】

- システム監査は、外部の専門の企業等を活用し、システム監査部門の職員との共同作業により、効果的なシステム監査を実施する（共同作業を通じてシステム監査のノウハウを職員も取得できるよう養成）。